

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十号

埼玉県議会平成二十九年二月定例会において議決された平成二十九年埼玉県一般会計予算並びに平成二十九年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 平成29年度埼玉県一般会計予算

平成29年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,864,427,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県 税		759,300,000
	1 県 民 税	340,530,000
	2 事 業 税	137,695,000
	3 地 方 消 費 税	112,038,000
	4 不 動 産 取 得 税	18,988,000
	5 県 た ば こ 税	7,767,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,201,000
	7 自 動 車 取 得 税	8,455,000
	8 軽 油 引 取 税	47,878,835
	9 自 動 車 税	83,721,000
	10 鉱 区 税	4,927
11 狩 猟 税	21,238	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		218,691,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	218,691,000

3 地 方 譲 与 税		97,838,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	93,931,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,699,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	207,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,739,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,739,000
5 地 方 交 付 税		205,100,000
	1 地 方 交 付 税	205,100,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,751,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,751,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,816,790
	1 分 担 金	291,931
	2 負 担 金	2,524,859
8 使 用 料 及 び 手 数 料		28,788,440
	1 使 用 料	18,058,950
	2 手 数 料	10,729,490

款	項	金額
9 国庫支出金		159,507,243
	1 国庫負担金	115,406,650
	2 国庫補助金	40,950,158
	3 委託金	3,150,435
10 財産収入		8,071,791
	1 財産運用収入	6,359,479
	2 財産売却収入	1,712,312
11 寄附金		148,109
	1 寄附金	148,109
12 繰入金		98,343,417
	1 特別会計繰入金	2,754,744
	2 基金繰入金	95,588,673
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000
14 諸収入		34,475,210
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,139,517

	2 預 金 利 子	4,000
	3 貸 付 金 元 利 収 入	3,940,168
	4 受 託 事 業 収 入	3,208,479
	5 収 益 事 業 収 入	14,344,632
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	34,000
	7 雑 入	10,804,414
15 県 債		245,357,000
	1 県 債	245,357,000
歳 入 合 計		1,864,427,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,184,632
	1 議 会 費	3,184,632
2 総 務 費		87,630,775
	1 総 務 管 理 費	22,004,343
	2 企 画 費	4,797,146
	3 県 民 費	9,063,235
	4 環 境 費	9,973,331
	5 徴 税 費	30,023,225
	6 市 町 村 振 興 費	5,447,184
	7 選 挙 費	64,191
	8 防 災 費	4,854,982
	9 統 計 調 査 費	793,208
	10 人 事 委 員 会 費	302,392
11 監 査 委 員 費	307,538	
3 民 生 費		351,198,935
	1 社 会 福 祉 費	262,586,940

	2 児 童 福 祉 費	76,946,752
	3 生 活 保 護 費	11,378,456
	4 災 害 救 助 費	286,787
4 衛 生 費		62,025,104
	1 公 衆 衛 生 費	28,607,404
	2 環 境 衛 生 費	3,549,205
	3 保 健 所 費	3,870,087
	4 医 薬 費	14,682,824
	5 公 営 企 業 支 出 金	11,315,584
5 労 働 費		5,990,195
	1 労 政 費	2,085,737
	2 職 業 訓 練 費	3,742,227
	3 労 働 委 員 会 費	162,231
6 農 林 水 産 業 費		23,122,614
	1 農 業 費	8,011,412
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	617,409
	3 畜 産 業 費	1,424,027



款	項	金額
	4 林業費	4,260,725
	5 農地費	8,809,041
7 商工費		15,298,527
	1 商工業費	15,092,015
	2 観光費	206,512
8 土木費		119,525,221
	1 土木管理費	11,176,057
	2 道路橋りょう費	47,100,359
	3 河川費	29,068,592
	4 都市計画費	30,723,493
	5 住宅費	1,456,720
9 警察費		146,882,695
	1 警察管理費	135,246,852
	2 警察活動費	11,635,843
10 教育費		486,938,971
	1 教育総務費	59,813,141

	2 小 学 校 費	138,124,339
	3 中 学 校 費	85,032,691
	4 高 等 学 校 費	104,779,063
	5 特 别 支 援 学 校 費	39,961,561
	6 大 学 費	2,298,026
	7 私 立 学 校 費	51,045,468
	8 社 会 教 育 費	4,689,239
	9 保 健 体 育 費	1,195,443
11 災 害 復 旧 費		28,210
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	18,660
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,550
12 公 債 費		271,135,901
	1 公 債 費	271,135,901
13 諸 支 出 金		290,965,220
	1 公 營 企 業 支 出 金	17,507,206
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	103,531,000
	3 所 得 割 交 付 金	32,009,000

款	項	金 額
	4 利 子 割 交 付 金	1,700,000
	5 配 当 割 交 付 金	6,227,000
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,501,000
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	112,135,000
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,619,000
	9 自 動 車 取 得 税 交 付 金	6,169,014
	10 軽 油 引 取 税 交 付 金	6,554,000
	11 利 子 割 精 算 金	13,000
14 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出	合 計	1,864,427,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	3 県民費	熊谷会館解体事業費	723,156	平成29年度	433,894
				平成30年度	289,262
2 総務費	8 防災費	地上系防災行政無線施設再整備事業費	8,253,905	平成29年度	1,067,581
				平成30年度	2,393,174
				平成31年度	1,837,786
				平成32年度	2,955,364
9 警察費	1 警察管理費	朝霞警察署庁舎建設費	3,867,317	平成29年度	159,976
				平成30年度	877,426
				平成31年度	2,829,915
10 教育費	1 教育総務費	教育関係庁舎大規模改修費（平成29年度着工分）	936,227	平成29年度	93,781
				平成30年度	842,446
10 教育費	4 高等学校費	県立学校大規模改修費（平成29年度着工分）	729,667	平成29年度	191,354
				平成30年度	538,313

款	項	事業名	総額	年度	年割額
	8 社会教育費	自然と川の博物館展示改修費	196,004	平成29年度	59,070
				平成30年度	90,533
				平成31年度	46,401

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（平成29年度発行分）	平成29年度から 平成39年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
県庁舎設備改修事業	平成30年度	127,713
第二庁舎エコオフィス化改修事業	平成30年度から 平成31年度まで	52,000
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から 平成44年度まで	185,154

事 項	期 間	限 度 額
私立学校振興資金融資損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額について、当該貸付額の100分の10に相当する額
環境創造資金利子補給（平成29年度融資分）	平成30年度から平成39年度まで	44,650
独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から平成49年度まで	372,344
特別養護老人ホーム整備支援融資事業損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額
無担保無保証人資金損失補償（平成12年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分）	平成29年度から平成37年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額

<p>小規模事業資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額</p>
<p>起業家育成資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の10分の1、創業等関連保証又は創業関連保証（産業競争力強化法第115条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該</p>



事 項	期 間	限 度 額
		<p>当する創業者である中小企業者に係るものを除く。) を利用し債務の保証を行った場合は保険金の額を控除した額の20分の3に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成29年度から平成37年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額</p>
<p>経営安定資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から平成44年度まで</p>	<p>県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額</p>

		<p>(責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額)を控除した額の、大臣指定等貸付(指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。)にあつては20分の3、大臣指定等貸付(金融円滑化関連に係る貸付に限る。)にあつては10分の1、知事指定等貸付(指定企業関連に係る貸付に限る。)にあつては2分の1、知事指定等貸付(金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。)にあつては5分の1に相当する額</p>
<p>経営支援特別融資損失補償(平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分)</p>	<p>平成29年度から平成37年度まで</p>	<p>県が行う経営支援特別融資(経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。)の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額</p>

事 項	期 間	限 度 額
<p>企業パワーアップ資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額</p>
<p>事業資金損失補償（平成17年度保証分・平成29年度損失補償対象期間延長分）</p>	<p>平成29年度から 平成37年度まで</p>	<p>県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額</p>

<p>借換資金損失補償（平成29年度保証分）</p>	<p>平成29年度から 平成47年度まで</p>	<p>県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては5分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5に相当する額</p>
----------------------------	------------------------------	---

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成29年度保証分）	平成29年度から平成44年度まで	<p>県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額</p>
中小企業者制度融資貸付事業利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から平成44年度まで	2,485,075
勤労者支援資金損失補償（平成29年度保証分）	平成29年度から平成35年度まで	<p>県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当する額の100分の50の額</p>

離職者等委託訓練事業（平成29年度契約分）	平成30年度から 平成31年度まで	902,520
農地利用集積事業資金損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度から 平成40年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から 平成50年度まで	153,951
農業災害復旧経営資金利子補助（平成29年度融資分）	平成30年度から 平成36年度まで	1,462
農業災害復旧経営資金損失補償（平成29年度融資分）	平成29年度から 平成36年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県農林公社造林資金等損失補償（平成29年度借入分）	平成29年度から平成30年度まで	埼玉県農林公社がその業務を行うため日本政策金融公庫から借り入れた造林資金及び森林整備活性化資金のうち最終償還期限到来後10月を経過しても弁済できない元利金合計額（遅延損害金を含む。）及び損失確定日の翌日から補償履行の日まで年11パーセントの割合による利息に相当する額
かんがい排水事業	平成30年度	116,600
農地防災事業	平成30年度	49,000
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（平成29年度取得分）	平成30年度から平成39年度まで	1,344,556

<p>埼玉県土地開発公社借入金債務保証（平成29年度借入分）</p>	<p>平成29年度以降</p>	<p>埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額</p>
<p>社会資本整備総合交付金（改築）事業</p>	<p>平成30年度から平成31年度まで</p>	<p>570,000</p>
<p>社会資本整備総合交付金（河川）事業</p>	<p>平成30年度</p>	<p>535,000</p>
<p>街路整備</p>	<p>平成30年度</p>	<p>115,000</p>



事 項	期 間	限 度 額
社会資本整備総合交付金（街路）事業	平成 3 0 年 度	130,000
埼玉スタジアム 2 0 0 2 公園施設整備	平成 3 0 年 度	165,000
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（平成 2 9 年度建設分）	平成 3 0 年 度 から 平成 5 3 年 度 まで	180,341
学力・学習状況調査実施事業（平成 2 9 年度契約分）	平成 3 0 年 度	150,521

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
低公害車整備事業	66,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
知事部局等職員退職手当	500,000	同上	同上	同上
県有施設整備事業	5,160,000	同上	同上	同上
試験研究機関等設備整備事業	51,000	同上	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	48,000	同上	同上	同上
身近な緑公有地化事業	56,000	同上	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	120,000	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
全国瞬時警報システム高度化推進事業	2,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
防災学習センター施設整備事業	534,000	同上	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	1,082,000	同上	同上	同上
消防学校施設整備事業	86,000	同上	同上	同上
福祉事務所等低公害車整備事業	9,000	同上	同上	同上
心身障害児（者）援護施設等整備事業	1,741,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	5,989,000	同上	同上	同上

総合リハビリテーションセンター 設備整備事業	108,000	同	上	同	上	同	上
児童福祉施設整備事業	196,000	同	上	同	上	同	上
県民健康福祉村改修事業	43,000	同	上	同	上	同	上
地域医療教育センター設備整備事業	100,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校施設整備事業	10,000	同	上	同	上	同	上
農業技術研究センター施設整備事業	134,000	同	上	同	上	同	上
茶業研究所施設整備事業	209,000	同	上	同	上	同	上
秩父高原牧場基盤整備事業	26,000	同	上	同	上	同	上
造林事業	41,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独林道事業	118,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
林道事業	254,000	同上	同上	同上
県単独治山事業	230,000	同上	同上	同上
治山事業	124,000	同上	同上	同上
地すべり防止事業	28,000	同上	同上	同上
県単独農業基盤整備事業	637,000	同上	同上	同上
農業基盤整備事業	1,047,000	同上	同上	同上
直轄事業（土地改良）負担金	402,000	同上	同上	同上

産業文化センター施設整備事業	20,000	同	上	同	上	同	上
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	73,000	同	上	同	上	同	上
県単独道路建設事業	20,861,000	同	上	同	上	同	上
電線地中化（道路）整備事業	270,000	同	上	同	上	同	上
道路事業	5,287,000	同	上	同	上	同	上
県単独河川改修事業	6,744,000	同	上	同	上	同	上
河川事業	4,030,000	同	上	同	上	同	上
県単独砂防事業	269,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	318,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自然災害防止事業	500,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
直轄事業負担金	12,838,000	同 上	同 上	同 上
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構出資金	20,000	同 上	同 上	同 上
県単独街路事業	3,219,000	同 上	同 上	同 上
街路事業	1,563,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	13,868,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	461,000	同 上	同 上	同 上

警察職員退職手当	700,000	同	上	同	上	同	上
警察署等低公害車整備事業	157,000	同	上	同	上	同	上
警察署庁舎建設事業	3,244,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備事業	1,610,000	同	上	同	上	同	上
教職員退職手当	3,800,000	同	上	同	上	同	上
県立高等学校建設事業	5,268,000	同	上	同	上	同	上
県立特別支援学校建設事業	533,000	同	上	同	上	同	上
社会教育施設整備事業	567,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人埼玉県立大学施設 整備事業	229,000	同	上	同	上	同	上



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
史跡整備事業	4,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	5,553,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	134,200,000	同上	同上	同上

平成29年度埼玉県公債費特別会計予算

平成29年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,337,218千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		313,196,218
	1 一 般 会 計 繰 入 金	189,891,804
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,706,414
	3 基 金 繰 入 金	121,598,000

款	項	金額
2 県 債		219,141,000
	1 県 債	219,141,000
歳 入	合 計	532,337,218

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 公 債 費		532,337,218
	1 公 債 費	532,337,218
歳 出	合 計	532,337,218

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成14年度、平成19年度 及び平成24年度発行 県債償還金	217,572,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成19年度発行県債償還金	503,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成19年度発行県債償還金	1,066,000	同 上	同 上	同 上

平成29年度埼玉県証紙特別会計予算

平成29年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,599,426千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		17,599,425
	1 証 紙 収 入	17,599,425
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	17,599,426

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		17,591,426
	1 一 般 会 計 繰 出 金	17,591,426
2 返 還 金		8,000
	1 返 還 金	8,000
歳 出	合 計	17,599,426

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

平成29年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,722,593千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		29,311
	1 財 産 運 用 収 入	29,311
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,193,281

	1 貸付金元利収入	6,193,281
歳入	合計	13,722,593

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 市町村振興事業費		13,722,593
	1 市町村振興事業費	13,722,593
歳出	合計	13,722,593



平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

平成29年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ417,865千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		202,103
	1 国 庫 負 担 金	202,103
2 財 産 収 入		13,656
	1 財 産 運 用 収 入	13,656
3 繰 入 金		202,104
	1 基 金 繰 入 金	202,104
4 繰 越 金		1

	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入	合計	417,865

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		417,865
	1 救助費	404,208
	2 基金積立金	13,657
歳出	合計	417,865

平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ900,924千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		25,913
	1 繰 入 金	25,913
2 繰 越 金		416,837
	1 繰 越 金	416,837
3 諸 収 入		458,174
	1 貸 付 金 元 利 収 入	454,779
	2 預 金 利 子	9

	3 雜	入	3,386	
歳	入	合	計	900,924

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費			900,924	
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		900,924	
歳	出	合	計	900,924

平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

平成29年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ447,567千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,762
	1 繰 入 金	6,762
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		338,805
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 元 利 収 入	338,792
	3 雑 入	3
歳 入	合 計	447,567

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		445,567
	1 資 金 貸 付 費	445,567
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		447,567

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成29年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,521千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		19,391
	1 繰 入 金	30
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	19,360
2 就農支援資金業務勘定収入		372
	1 繰 入 金	332
	2 繰 越 金	38
	3 諸 収 入	2

3 農業改良資金貸付勘定収入		9,449
	1 繰越金	9,449
4 農業改良資金業務勘定収入		1,309
	1 繰入金	1,057
	2 繰越金	248
	3 諸収入	4
歳入	合計	30,521



歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		19,391
	1 就農支援資金貸付費	19,391
2 就農支援資金業務勘定		372
	1 管理指導事務費	362
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		9,449
	1 農業改良資金貸付費	9,449
4 農業改良資金業務勘定		1,309
	1 管理指導事務費	1,109
	2 予備費	200
歳 出 合 計		30,521

平成29年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成29年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,680千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	50
	2 繰越金	8,505
	3 諸収入	11,445
2 業務勘定収入		680
	1 繰越金	590
	2 諸収入	90
歳 入	合 計	20,680

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		680
	1 管 理 指 導 事 務 費	660
	2 予 備 費	20
歳 出 合 計		20,680

平成29年度本多静六博士育英事業特別会計予算

平成29年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,541千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		671
	1 財 産 運 用 収 入	671
2 繰 入 金		13,253
	1 繰 入 金	13,253
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		35,616

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,615
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	49,541

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		48,541
	1 本多静六博士育英事業費	48,541
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	49,541

平成29年度埼玉県用地事業特別会計予算

平成29年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,020,750千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		511,258
	1 財 産 運 用 収 入	43,566
	2 財 産 売 払 収 入	467,692
2 繰 入 金		1,509,490
	1 繰 入 金	1,509,490
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入 合 計		2,020,750

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		2,020,750
	1 用地事業費	2,020,750
歳 出 合 計		2,020,750

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

平成29年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,368,478千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		8,245,043
	1 住 宅 使 用 料	8,245,043



款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		1,466,624
	1 国 庫 補 助 金	1,466,624
3 財 産 収 入		40,158
	1 財 産 運 用 収 入	40,158
4 繰 入 金		1,072,298
	1 繰 入 金	1,072,298
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		20,354
	1 敷 金 運 用 収 入	33
	2 雑 入	20,321
7 県 債		1,524,000
	1 県 債	1,524,000
歳 入	合 計	12,368,478

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		8,677,492
	1 住 宅 管 理 費	5,760,820
	2 住 宅 建 設 費	2,916,672
2 繰 出 金		2,615,855
	1 繰 出 金	2,615,855
3 公 債 費		1,065,131
	1 公 債 費	1,065,131
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		12,368,478

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	平成29年度公営住宅建設費	2,872,013	平成29年度	159,537
				平成30年度	1,135,378
	平成31年度	1,161,264			
	平成32年度	415,834			
		平成29年度公営住宅団地再生事業費	1,107,403	平成29年度	22,228
				平成30年度	177,340
				平成31年度	783,214
				平成32年度	124,621

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	1,524,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

平成29年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ618,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
2 繰 入 金		571,316
	1 繰 入 金	571,316

3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		47,149
	1 貸付金元利収入	46,764
	2 預金利子	12
	3 雑収入	373
歳入合計		618,467

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		618,467
	1 高等学校等奨学金事業費	618,467
歳出合計		618,467

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（平成29年度保証分）	平成29年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

平成29年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,610,719千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		43,185
	1 入 場 料 収 入	43,184
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		29,095,648
	1 投 票 券 発 売 収 入	29,039,647
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	56,001
3 財 産 収 入		235,702



款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	235,701
	2 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		236,182
	1 預 金 利 子	1
	2 収 益 事 業 収 入	1
	3 雑 入	236,180
歳 入 合 計		29,610,719

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		217,477
	1 公 営 競 技 総 務 費	217,477
2 公 営 競 技 事 業 費		29,042,610
	1 公 営 競 技 事 業 費	29,042,610
3 繰 出 金		344,632
	1 繰 出 金	344,632
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		29,610,719

平成29年度埼玉県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病 床 数

循環器・呼吸器病センター	343床
が ん セ ン タ ー	503床
小 児 医 療 セ ン タ ー	316床
精 神 医 療 セ ン タ ー	183床

2 患 者 数

(1) 年間延患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	101,467 人	73,761 人
が ん セ ン タ ー	149,138	201,938
小 児 医 療 セ ン タ ー	93,680	150,799
精 神 医 療 セ ン タ ー	54,772	30,744

(2) 1日平均患者数

区 分	入 院	外 来
循環器・呼吸器病センター	278 人	302 人
が ん セ ン タ ー	409	828
小 児 医 療 セ ン タ ー	257	618
精 神 医 療 セ ン タ ー	150	126

3 主なる建設改良事業

3,657,296 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失のうち用途廃止施設の処分に要する経費65,743千円の財源に充てるため、企業債65,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 病院事業収益	55,125,385 千円
第1項 医業収益	43,196,614 千円
第2項 医業外収益	11,764,954 千円
第3項 特別利益	163,817 千円

支 出

第1款	病院事業費用	60,401,218 千円
第1項	医業費用	58,943,286 千円
第2項	医業外費用	1,327,847 千円
第3項	特別損失	110,085 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,972,901千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,902千円、減債積立金7,500千円及び過年度分損益勘定留保資金1,963,499千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	5,626,678 千円
第1項	企業債	2,580,000 千円
第2項	他会計負担金	2,107,083 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	補助金	885,157 千円
第5項	国庫補助金	52,070 千円
第6項	寄附金	1 千円
第7項	受託金	2,365 千円
第8項	その他収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	7,599,579 千円
第1項 建設改良費	3,657,296 千円
第2項 企業債償還金 (企業債)	3,942,283 千円

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び用途廃止施設の処分に要する資金に充てるため

限度額 2,645,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、9,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	25,187,756 千円
(2) 交際費	800 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、9,857,995千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	器械備品
名 称	オンライン血液透析ろ過装置
数 量	一 式

平成29年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	150 社
(2) 年 間 総 給 水 量	67,263,000 m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	184,282 m <sup>3</sup>
(4) 主 なる 建 設 改 良 事 業	443,565 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			2,029,080 千円
第1項 営 業 収 益			1,724,671 千円
第2項 営 業 外 収 益			207,972 千円
第3項 特 別 利 益			96,437 千円
	支	出	
第1款 事 業 費			1,991,970 千円



第1項	営業費用	1,712,752 千円
第2項	営業外費用	90,787 千円
第3項	特別損失	184,431 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	資本的収入	871,464 千円
第1項	建設補助金	27,700 千円
第2項	長期貸付金償還金	804,000 千円
第3項	他会計補助金	792 千円
第4項	負担金	38,970 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	1 千円

支 出

第1款	資本的支出	621,067 千円
第1項	建設改良費	479,739 千円
第2項	企業債償還金	141,328 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成30年度	15,000
大久保浄水場本館電気設備更新工事	平成30年度	94,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	301,770 千円
(2) 交 際 費	41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,748千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,930千円と定める。

平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	631,908,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	1,731,255 m <sup>3</sup>
(4) 主なる建設改良事業	23,819,915 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			47,461,979 千円
第1項 営業収益			42,247,252 千円
第2項 営業外収益			5,152,677 千円
第3項 特別利益			62,050 千円
	支	出	
第1款 事業費			46,123,547 千円

第1項	営業費用	40,814,915 千円
第2項	営業外費用	4,738,173 千円
第3項	特別損失	530,459 千円
第4項	予備費	40,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,631,029千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,255,604千円及び過年度分損益勘定留保資金16,375,425千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	23,922,938 千円
第1項	建設補助金	4,163,928 千円
第2項	企業債	11,900,000 千円
第3項	他会計出資金	7,640,569 千円
第4項	他会計補助金	218,315 千円
第5項	固定資産売却代金	1 千円
第6項	雑収入	125 千円

支 出

第1款	資本的支出	41,553,967 千円
第1項	建設改良費	25,062,231 千円
第2項	企業債償還金	10,592,814 千円

第3項	他会計からの長期借入金償還金	804,000 千円
第4項	機構負担年賦金	5,054,922 千円
第5項	予備費	40,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大久保浄水場旧排水処理施設撤去工事	平成30年度	444,000
大久保浄水場本館電気設備更新工事	平成30年度	486,000
大久保浄水場西部系新所沢幹線制水弁設置工事	平成30年度	139,000
行田浄水場A・C系ろ過池サイフォン等機械設備更新工事	平成30年度	882,000

事 項	期 間	限 度 額
吉見浄水場東松山幹線調整弁設置工事	平成30年度	267,000
江南中継ポンプ所直流電源設備更新工事	平成30年度	65,000
東京都三郷浄水場常用自家発電所建設負担金	平成30年度から 平成35年度まで	441,100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 11,900,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	3,366,989 千円
-----------	--------------

(2) 交際費	536 千円
---------	--------

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、781,281千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、534,486千円と定める。



平成29年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅 地 売 却 面 積	189,910 m <sup>2</sup>
(2) 主なる建設改良事業	10,378,246 千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事 業 収 益			11,919,150 千円
第1項 営 業 収 益			11,753,045 千円
第2項 営 業 外 収 益			68,700 千円
第3項 特 別 利 益			97,405 千円
	支	出	
第1款 事 業 費			7,667,675 千円
第1項 営 業 費 用			7,623,243 千円
第2項 営 業 外 費 用			24,431 千円

第3項	特	別	損	失	1	千円
第4項	予	備	費		20,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,407,242千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額538千円及び過年度分損益勘定留保資金13,406,704千円で補填するものとする。）。

		収	入							
第1款	資	本	的	収	入	1,519,911	千円			
第1項	長	期	貸	付	金	償	還	金	1,515,110	千円
第2項	他	会	計	補	助	金			4,799	千円
第3項	固	定	資	産	売	却	代	金	1	千円
第4項	雑	収	入						1	千円
		支	出							
第1款	資	本	的	支	出	14,927,153	千円			
第1項	建	設	改	良	費	10,542,462	千円			
第2項	建	設	準	備	費	184,691	千円			
第3項	投	資	有	価	証	券	4,000,000	千円		
第4項	予	備	費			200,000	千円			

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	草加柿木地区産業団地整備事業	13,695,516	平成29年度	8,370,916
				平成30年度	2,885,600
				平成31年度	2,439,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
吉見ゴルフ場クラブハウス改修工事	平成30年度	708,320

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	412,037 千円
(2) 交 際 費	298 千円

(他会計からの補助金)

第9条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,571千円である。

平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (1) 流域関連市町数   | 47 市町                      |
| (2) 年間総処理水量   | 661,847,930 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均処理水量  | 1,813,282 m <sup>3</sup>   |
| (4) 主なる建設改良事業 | 19,562,300 千円              |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		51,517,825 千円
第1項 営業収益		30,560,418 千円
第2項 営業外収益		20,957,406 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	51,494,508 千円
第1項	営 業 費 用	49,722,578 千円
第2項	営 業 外 費 用	1,710,929 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,254,499千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額142,984千円、過年度分損益勘定留保資金520,584千円及び当年度分損益勘定留保資金4,590,931千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	24,932,067 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,081,516 千円
第2項	建 設 負 担 金	5,231,883 千円
第3項	企 業 債	6,884,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	630,870 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	103,726 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	71 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	30,186,566 千円
第1項 建 設 改 良 費	22,733,039 千円
第2項 企 業 債 償 還 金 (債務負担行為)	7,453,527 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	3,591,000
荒川左岸北部流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	362,000
荒川右岸流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	513,000
中川流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度から 平成31年度まで	8,673,000

市野川流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	402,000
利根川右岸流域下水道事業（平成29年度契約分）	平成30年度	246,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金及び企業債償還資金に充てるため

限度額 6,884,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、



又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,287,622 千円

(2) 交際費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,872,172千円である。